## 様式第24号(第25条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

認可外保育施設運営状況報告書

年 月 日

静岡県知事

様

住 所

氏 名

認可外保育施設の運営状況について、児童福祉法第59条の2の5第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1,000	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, 0							
施設の	名 称								
		₸				TE	EL .		
施設の原	所在 地								
個人・法人	の種別	個人・株式会	会社・社会福祉	:法人・]	NPO法	人・そ	の他法人	• 任意団体	Ż
設置者の氏	名又は								
名	称								
設置者の住	E所又は	〒			TEL				
所 在	地				X-N7 FV	λ			
代 表	者名	(氏名)				(職名	)		
施設の管	理者の	(氏名)				(職名	)		
氏	名								
施設の管	理者の	₹			TEL				
住	所				X-N7 FV	λ			
事業開始	年月日		年	月		日			
	<b></b> ⇒n.	系列名(					: 直営・	非直営)	for
系 列	施設	系列施設数	か所(うち	県内	か所)				無
開	時 間	開	所時間		時間夕	開所	寺間	備3	与
平	日	<u> </u>	<u>~ : </u>		:	~	:		
土 曜	星 日	<u> </u>	<u>~ : </u>		:	$\sim$	:		
日曜・	祝祭日	:	~ :		:	$\sim$	:		

		月極契約	(対象年齢	歳~	歳)	※1 0歳児の場合
		定期契約	( ")	歳 ~	歳)	は、月齢まで記入す
提	供するサービス	一時預かり	( "	歳 ~	歳)	ること。
内	容	夜間保育	( ")	歳 ~	歳)	※2 サービスの内容
		24時間保育	( "	歳 ~	歳)	は、(注)4により
		( )	( 11	歳~	歳)	分類すること。
٠.		月単位 · i	周単位 ・ 日	単位 ・ 時間	単位 • 日	中又は夜間別
利	用料金の設定状況	所得別 • -	その他(	)	<ul><li>設定なし</li></ul>	
	利用形態	月極契約	定期契約	一時預かり	( )	その他
	年齢	単位(月)	単位(  )	単位()	単位( )	
	0 歳児	円	円	円	円	食事代 円
٠.						 
利	1 歳児	円	円	円	円	円
用	0 华旧					キャンセル料
料	2 歳児 	円	円	円	円	円 - 日用品・文房具費
金	3 歳児	円	円	円	円	
						行事参加費
	4歳児	円	円	円	円	
						一通園送迎費
	5 歳児	円	円	円	円	円 ( )
	6歳以上	円	円	円	円	
	(就学前) 					_ ( )
	学童	円	円	円	円	円

報行	告年月日の前日	において	保育して	いる児童	の人数	(年	月	日現在	()	
在國	年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上(就学前)	学童	合計
昼	午後8時									
間	までにお迎え	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
夜	午後10時									
間	までにお迎え	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
Sant	午後10時~									
深	午前2時									
夜	までにお迎え	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

宿	午前2時~															
泊	翌朝までに															
	お迎え	(	)	( )		( )	( )	( )	(	( )	(	)	(	)	(	)
24 時	24時間															
間	お迎えなし	(	)	( )		( )	( )	( )	(	( )	(	)	(	)	(	)
	計															
		(	)	( )		( )	( )	( )	(	( )	(	)	(	)	(	)
**	( )内には	. <b>→</b> ⊪	寺預か	り児童	数	を再掲	すること	•								
保育状	年齢 保育時	間帯	0 歳児	1歳	1 歳児     2 歳児     3 歳児     4 歳児     5 歳児     6 歳以上 (就学前)     学童     計     従事 者数							従事				
	7:00~8	: 59														

年齢保育状況	保育時間帯	0 歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上(就学前)	学童	<u>≓</u> +	保育 従事 者数
	7:00~8:59										
時間帯別 の在籍児	9:00~16:59										
重数(月極契約・	17:00~17:59										
定期契約・一時	18:00~18:59										
預かりを	19:00~19:59										
含めた延べ児童数	20:00~21:59										
で記入すること。)	22:00~23:59										
	0:00~6:59										
	ち主たる保育時 11時間について ~ :										

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5 歳児	6歳以上 (就学前)	学童	合計
定員	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

<sup>※</sup> 法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設の場合、( )内にはその雇用する労働者の監護する乳幼児以外の定員を再掲すること。

報告	年月日の	前日に	おいて	動務して	こいる耶	職員の闘	配置	数 (	年	月		日現在)			
	A	施設	長	В	保育	従事者		С	その他	1職員		D	合言	+	
				(	Aを防	(。)		(A)	ίびΒを	:除く。	)	(A +	В+	C)	
			人				人			,	\				人
資格の		(	)人		(	)	人		(	) /	\		(	)	人
有無等	有無等 ※ ( )内には、常勤換算した人数 (1日の勤務延べ時間数を8で除したもの)を記入すること。														

	常	勤	非常	勤	常勤	人	非常勤	人	常勤	人	非常勤	人常	勤人	非常勤 人
		への従事		١٧	保育士 看護師 准看護師	i 人 i 人	保育士 看護師 准看護師	丫丫人	調理員 その他 (	( )	調理員 その他 (	人人)		
	場合				家庭的 基準で 基準の	. 人	家庭的 保育者 基準で 定める	人						
	保育	士・看護師 他(	・准看護師		研修修 了者 その他 (	人	研修修 了者 その他 (	人人)						
	有資	格者(	(保育士	:、看	護師ス	スは准	看護師の	の資格	らを有す	`る者	<del>.</del> )		•	
	職名	勤務 形態						勤務	時間帯					勤 務 時間数
		常勤・ 非常勤	~8時	10₽	寺 12月	诗 145	寺 16	時 1	.8時 2	0時	22時	24時	2 時~	
			<u>i</u>				i 	<u>i</u>	<u>i</u>	<u>i</u>	<u> </u>	<u>i</u>	i	
		常勤・ 非常勤					 	   !	<u> </u>	<u> </u> 				
		常勤・ 非常勤					 	i i i i	 	: 				
報告年 月日の 前日に		常勤・ 非常勤					! ! ! F	! ! ! 	 		 			
おいて 勤務し ている		常勤・ 非常勤					! ! ! !	! ! ! ! !	 	<u> </u>				
職員の うち、	常勤	換算後	の人数	΄ζ		,,,_,					勤發	务延べ	寺間	
保育に 従事し		5延べ時		(	)	時間	÷	8 時間	<b>1</b> =	(	)	人		1
ている	上記	以外の	職員											
ものの 配置数	職名	勤務 形態						勤務	時間帯					勤 務 時間数
及び勤 務の体 制		常勤・	~8時	10₽	寺 12章	诗 14章	庤 16	時 1	.8時 2	0時	22時	24時	2 時~	7111439
		非常勤	<del>-</del>				     	<u></u>		 !	·		 ! !	:
		常勤・ 非常勤					! ! ! !	! ! ! !	     		 			
		常勤・ 非常勤					: 	<u>:</u> 	<u>:</u>	:	<del>-</del>			
		常勤・ 非常勤	<u>-</u>					:		<u>.</u>				
		常勤· 非常勤					! ! ! ! !	·	     	<u> </u>				

常勤換算後の人	.数							勤務	<b>済延べ時間</b>	
勤務延べ時間	(	)	時間	÷	8時間	=	(	)	人	

※ 当運営状況報告書に各保育従事者の勤務の体制が分かる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務 時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

嘱	託	医	の	有	無	有	•	無				
管理	里栄養	士 •	栄 養	士の1	有 無	管理第	た養:	士 有(	人)・無	栄養士 有(	人) • 無	無

勤務	して	いる職	員の配置予算	定数 (平	区均的	」な職員	配置	)							
		A	施設長	В	保育	育従事者	<u>*</u>	С	そ	の他職員			D	合計	
				(	(Aを	除く。)		(AZ	なび]	Bを除く。	, )		(A + I)	3+C)	
			人				人				人				人
		(	)人		(	)	人		(	)	人		(	)	人
	*	( )	内には、常勤	換算した	人数	(1日の	勤務	延べ時間	数を	8で除し	たも	の) を	記入す	ること。	
資格の	常	勤	非常勤	常勤	人	非常勤	人	常勤	人		人	常勤	人	非常勤	人
有無等		への従事 ている・	事 していない	保育士 看護師 准看護師 家庭的	人人人	保育士 看護師 准看護師 家庭的	人人人	調理員 その他 (	人 人 )	調理員 その他 ( )					
	場合	のみ)	従事している	水育で 保準でる	人	水育者 基準の 基準の	人					/			/
		*士・看護師 沙他(	師・准看護師 )	研修修 了者 その他	人人	研修修 了者 その他	人人人								
	右衛	 §	(保育士、看	・誰師マ)	<u>/</u> /ナ准:	<u>`</u> 看誰師 <i>(</i>	か資格	ふか右す	-スま	<b>学</b> )		<i>y</i>		<u>/</u>	
	職	勤務			161E				ا م	<del></del>				勤	務
	名	形態					<b></b>	時間帯						時間	数
		常勤・	~8時 10	诗 12時	14	時 16	诗	18時 :	20時 !	22時 !	24	诗	2 時~		
		非常勤		; 		 		- <del> </del>	. <del> </del>		<del>i</del> -		 		
		144 ALC		LL_		L							<del></del>		
		常勤・ 非常勤		¦ 		 		- <del> </del>	ļ				<del> </del>		
			<u> </u>	<u> </u>		ii		<u>.i</u>	<u>i                                      </u>	¦			<u> </u>		
		常勤・ 非常勤		 				¦	  - 				 		
勤務して職員の		常勤・ 非常勤	<del>-</del>						<u> </u>				<u> </u>		<u> </u>
うち、 保育に			<u> </u>	<u> </u>		<u>.                                    </u>		. <u></u>	<u>!</u>				<u>!</u>	_	
従事し ている		常勤・		! ! ! !		! ! ! !		! ! 	<u> </u>	! !			! ! !		
ものの		非常勤									i ! !		1 1 1 1		

配置数 及び勤	常勤	协換算後	後の人	.数									勤務	5延べ時	:間	
務の体 制の予	勤務	<b>客延べ時</b>	<b></b> 皆間	(		)	時間	÷	8時	間 =		(	)	人		
定	上訂	B以外σ	職員	Ĺ												
	職名	勤務 形態							勤務	時間帯	宁					勤 務 時間数
		常勤・ 非常勤	~8	時	10時	12 <sup>  </sup>	诗 14	時 1	6時	18時	20	)時	22時	24時	2時~	
		常勤・ 非常勤				i		i   			<u>i</u>		- <del></del>	<u></u>		
		常勤・ 非常勤						:    -  -  -  -  -  -					- <del></del>			
		常勤・ 非常勤						                   	       							
		常勤・ 非常勤						 	       		<del> </del>					
•	常勤	协換算後	その人	.数	•			•	•	•			勤務	5延べ時	間	
		<b>务延べ</b> 時		(		)	時間	÷	8時	間 =		(	)	人	•	

施設に在籍している保育従事者数		人
(内訳)	保育士	人
	看護師・准看護師	人
	居宅訪問型保育研修(基礎研修)修了者	人
	子育て支援員保育研修(地域保育コース)修了者	人
	家庭的保育者等研修(基礎研修)修了者	人
	その他 ( )	人
	保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、	
	かつ、上記の研修のいずれも修了していない者	人

※ 上記の内訳を記入するに当たつて、複数の項目に該当する者(有資格者で研修も修了している、研修 を複数修了している等)については、いずれかの項目にのみ計上すること。その際、有資格者について は、有資格者(保育士又は看護師・准看護師)の欄にのみ計上すること。

		保険の種	重類	賠償責任	壬保険 • 1	傷害保険	・ その他	(	)
保険加 入状況		保険事故(	内容)						
		保 険 金	額						
提携医療機関		名 称							
		所 在 地	Ŧ			TEL			
		提携内容							
	室名	乳児室	まふく室	保育室又は 遊戯室	調理室	医務室	便所	その他	合計
7 <del>-11</del> - 11-1/m	室数	室	室	室	室	室	室	$m^2$	m²
建物その	面 積	m²	m²	m²	m²	m²	m <sup>2</sup> 便器 個		
他の	屋外遊戯場	 有(		m²) • 無	(無の場合	は 公園		・ 子どもを	安全に遊
設備	(園庭)	有( m³)・無(無の場合は、公園等の付近で子どもを安全に ばせることが可能な場所) 有・無							
の規模及	建物の	鉄骨造       ・ 鉄筋コンクリート造       ・ れんが造         ***       ***       階建の       階							
	構 造	木造	· そ	の他 (	)			一 相 建 🗸	Y PE
造	建 物 の 態	専用建物 ・ 集合住宅 ・ 事務所ビル ・ 業務用ビル その他( )							
=	建築年月	左	年 月 増改築の年月 年 月						
	立地場所	住宅地 ・ オフィス街 ・ 商店街 ・ 工業地 ・ 駅ビル又は駅隣接・その他							
乳児:	室の区画	有 ( 専用	室・ラ	フェンス	・ベビー	ベッド・	その他(	)	) • 無
保育室等の       採光(良い・普通・悪い) 換気(良い・普通・悪い)						(V)			
便 所	の設備	保育室等との仕切 ( 有 ・ 無 )調理室との仕切 ( 有 ・ 無 )							
消火用	消火用具の設備 有(消火器・その他() ))・無								
玄関以	玄関以外の非常口 有・無 (無の場合は、避難用器具 有( )・無 )						無 )		
消	有 防 計 画 有 (届出年月日 年 月 日・ 未届 )・ 無								
避 難 消 火 訓 練 実施(実施回数 回/年 うち図上訓練 回/年)・ 未実施						Ī			
2 階	にある	転落防止部	<b>と備</b>	有(窓	栅 ・ 階 の他(	段手すり	・テラ	ス手すり ))	• 無
保育室	医等の設備	階段等設	備常	用	有()	屋内階段	• 屋外	階段 )	- 無

		避難用	準耐力	避難階段 ・ バルコニー ・ 火構造の屋外傾斜路 ・ 屋外階段 ・ 他( ))・ 無					
	転落防止設備	有 ( 窓柵 ・ 階段手すり ・ テラス手すり その他 ( ))・ 無							
		次の設備の	保育室等か	らの距離 ( 30m以内 ・ 30m超 )					
	階段等設備	常用	常用有(屋内避難階段・屋外階段)・無						
3階以上にある		避難用		避難階段 ・ 耐火構造の屋外傾斜路 ・ : ・その他 ( ) ) ・ 無					
保育室等の設備	調理室の防火区画								
	保育室等の壁及び天井の不燃材料仕上げ ( 実施 ・ 未実施 )								
	非常警報器具又は非常警報設備 ( 有 ・ 無 )								
	カーテン、敷物	テン、敷物、建具等の防炎処理 ( 実施 ・ 未実施 )							
保育計画の策定	有(年間・	有 ( 年間 · 月間 · 週間 · 日課/行事予定/保育目標 ) · 無							
入浴等を必要とする	24時間保育で、3日以上継続して在園 入浴:有( 回/週)・ 無								
児童の取扱い	する児童の入浴、汚れたとき等の対処 対処法: 入浴・ 清拭・ 無								
外 遊 び 及 び 外 気 浴 の 実 施	実施(毎日・回/週)・未実施								
備えられている	玩具 ( )・ 絵本 ・ 机 ・ 椅子								
遊 具 等	楽器 (		)・その他						
職員の研修等の	参加(研修名等: 年 月 参加者数 人)・不参加								
参 加 状 況		(研修名等: 年 月 参加者数 人) (研修名等: 年 月 参加者数 人)							
研修の実施状況	保育従事者の質	質の向上を図	図る研修を定	期的に実施(年 回)・ 未実施					
	安全管理・事故防止のための研修を定期的に実施(年 回)・ 未実施								
安全管理・事故	安全管理・事故防止の手順又はマニュアルを整備し、職員に周知 有・ 無								
防止の取組状況	消防署・病院等関係機関との連絡を密にし、緊急の場合には適切な体制がと れるようにしている 有 ・ 無								
	献立表の配布	有	· 無	連絡帳の作成 有・無					
保護者との連絡状況	施設だよりの酢	己布 有	· 無	緊急連絡表の作成 有 ・ 無					
保護者及び施設 利 用 希 望 者 の 保育室等の見学	実施・ラ	卡実施							

	保育室等の清掃方法 及び回数		帚方法	哺乳ビンの消毒 及び保管方法							
便所の清掃方法		去	衣類の洗濯 及び消毒方法								
管理	部型中でははすれ			寝具の乾燥 及び消毒方法							
	食器の消毒及び 保管方法			玩具類の洗濯 及び消毒方法							
朝食			朝食	有(主に施設で調理・主に仕出し弁当・その他( )) 特に決め 無(弁当持参・家庭で食事・その他( ))							
給食0		実施	昼食	有(主に施設で調理・主に仕出し弁当・その他( )) 特に決な 無(弁当持参・ 家庭で食事 ・ その他( ))							
44.4	夕食		夕食	有 (主に施設で調理・主に仕出し弁当・その他 ( ) ) 特 に 決 め 無 (弁当持参・ 家庭で食事・ その他 ( ) )							
給食献立表の作成			作成	朝食用:有( 週間献立)・無 昼食用:有( 週間献立)・無 夕食用:有( 週間献立)・無							
乳児食 (離乳食)				有(施設で調理・市販品・家から持参・その他( ))・無							
食品の保存			保存	冷蔵庫 ・ その他 (							
アレルギー児童への対応				有( )・無	有( )・無						
登園時の健康状態観察				有(体温・排便・食事・睡眠・顔貌・その他( ))・ 無							
降園時の個別検査				有(服装・外傷・清潔・その他 ( ))・ 無							
児童の発育チェック			ック	実施(身長測定・体重測定・その他 ( )) 回/年 ・ 未実施							
入所時			折時	施設で実施 ・ 診断書の提出 ・ 母子健康手帳で確認 ・ 未実施							
児里の	健康診断	入,	听後	施設で実施 ・ 診断書の提出 ・ 母子健康手帳で確認 回/年 ・ 未実施							
けがや病気の時の措置			) 措置	保護者への連絡・医療機関への受診・その他(							
採用時		用時	実施(施設で実施・診断書の提出・その他( ))・ 未実施								
職員の健康診断採用後			用後	実施(施設で実施・診断書の提出・その他( ))・ 未実施							
調理員及び調乳者の検便			の検便	実施(毎月・隔月・回/年)・未実施							
備えられている医薬品			医薬品	体温計 ・ 水枕類 ・ 消毒薬 ・ 絆創膏類 ・ その他 ( )							
感染症への対応				再登園に当たつてのかかりつけ医とのやりとりを記入した書面等の 提出 有 ・ 無 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチ等の共用防止 実施・未実施							
	国ノノン、コソノ、グスル、バンガナ寺の共市例正、 夫旭・木夫旭										

施 ・ 未実施施 ・ 未実施施 ・ 未実施施 ・ 未実施施 ・ 未実施施 ・ 未実施 ・ 未実施 ・ ま部の覆い、 ・ シダ、園庭、門扉) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・						
施・ 未実施  部の覆い、  ンダ、園庭、門扉)						
E部の覆い、 シンダ、園庭、門扉)						
ンダ、園庭、門扉)						
ンダ、園庭、門扉)						
記童が危険な場所等へ進 						
体制の整備						
<ul><li>・ 未実施</li></ul>						
<ul><li>・ 未実施</li></ul>						
利用予定者への契約の内容等の説明 実施・ 未実施						
<ul><li>診断記録) ・ 無</li></ul>						
表有・無						
第 有・無						
用状況が分かる書類						
(雇用通知書、賃金台帳等)						
有・無						
有・無						
※ 予定の場合は、申請状況について該当するものを○で囲むこと。						
,						

指導点検指示事項及び改善の状況								
指導点核		年	月	日				
改善指示		年	月	日				
指示事項		年	月	日				
改善のង								
	指示事項	改善技	<b>昔置</b>			未改善の理由		
消防署等からの指摘事項状況(直近分について記入すること。)								
区分	検査年月日	指摘事項			改善状況			
消防署								
保健所								
労働基準								
監督署								

## (添付書類)

- 1 利用料金の記入に当たり、当様式により難い場合は、利用形態別・年齢別料金が分かる書類
- 2 有資格者(保育士又は看護師・准看護師)について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
- 3 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇 用均等・児童家庭局長通知)別紙「認可外保育施設指導監督の指針」別添「認可外保育施設指導監督基 準」第1の2(2)で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
- 4 マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を 伝達等していることが分かる書類
- 5 企業主導型保育事業による運営費助成を受ける予定の場合は、通知され次第、企業主導型保育事業運営費助成決定通知書の写し
- 6 施設平面図、パンフレットなど施設の運営状況を把握する上で参考となる資料

(注)

- 1 施設の管理者の氏名の欄は、当該施設における保育の実施責任者の氏名及び職名を記入すること。
- 2 系列施設の欄は、当該施設が他の施設と系列(グループ)関係にある場合に記入すること。
  - (1) 系列名は、当該施設の属する系列全体を表わす名称を記入し、直営(当該施設の設置者が系列の代表者である場合をいう。) 又は非直営(直営以外である場合をいう。) の別を○で囲むこと。
  - (2) 系列施設数は、系列施設の総数(当該施設を含む。)及び県内にある施設の内数を記入すること。
- 3 時間外開所時間の欄は、開所時間外で、入所児童の保護者の希望に応じ開所をする場合に記入すること。
- 4 提供するサービス内容の欄は、該当するもの全てを○で囲み(該当するものがない場合は( )内に 記入すること。)、それぞれ受入可能な児童の年齢(0歳児については月齢)について記入すること。
  - (1) 「月極契約」とは、入所児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するものをいう。
  - (2) 「定期契約」とは、入所児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの(月極契約を除く。)をいう。
  - (3) 「一時預かり」とは、入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するものをいう。
  - (4) 「夜間保育」とは、午後8時を過ぎて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するものをいう。
  - (5) 「24時間保育」とは、24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するものをいう。
- 5 利用料金の設定状況の欄は、該当するもの全てを○で囲むこと。
- 6 利用料金の欄は、利用形態及び年齢別に記入すること。なお、別途食事代等が必要な場合にはその料金についても記入すること。記入に当たり、当様式により難い場合は利用形態及び年齢別に利用料金が分かる書類を添付すること。
- 7 報告年月日の前日において保育している児童の人数については、運営状況報告書の報告年月日の前日 現在の満年齢により、年齢別の児童数(一時預かりの児童数を含む。)を記入すること。なお、学童の欄 は、運営状況報告書の報告年月日の前日において預かつた小学生以上の児童数(一時預かりの児童数を 含む。)を記入すること。
- 8 定員の欄は、定員が定められていない場合には、当該施設において職員配置、設備等を考慮して、同時に保育を行うことが可能な人数を記入すること。また、法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設の場合、()内にはその雇用する労働者の監護する乳幼児以外の定員を再掲すること。
- 9 報告年月日の前日において勤務している職員の配置数については、当該日において勤務している全て の職員について配置数を記入し、うち、実際に保育に従事している職員については、常勤換算した人数 (1日の勤務延べ時間数を8で除したもの)を記入すること。なお、施設長についても実際に保育に従 事している場合はこれに含めること。
- 10 基準で定める研修修了者については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13 年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別紙「認可外保育施設指導監督の指

針」別添「認可外保育施設指導監督基準」第1の2(2)で定める研修修了者の人数を記入すること。

- 11 勤務している職員の配置予定数は、勤務する全ての職員について配置予定数(当該施設における平均 的職員配置数)を記入し、うち、実際に保育に従事している職員については、常勤換算した人数(1日 の勤務延べ時間数を8で除したもの)を記入すること。なお、施設長についても実際に保育に従事して いる場合はこれに含めること。
- 12 施設に在籍している保育従事者の欄は、保育に従事している職員(実際に保育に従事している施設長を含む。)の有資格者数及び「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別紙「認可外保育施設指導監督の指針」別添「認可外保育施設指導監督基準」第1の2(2)で定める研修の修了者について記入すること。なお、研修の修了証書の写し等の研修を受講したこと又は参加したことが分かる書類を添付すること。
- 13 保険加入状況の欄は、入所児童に関して契約している保険に限り、施設設備に対する火災保険等は含めないものとする。なお、加入している場合にあつては、保険会社との契約書類を添付すること。
- 14 「保育室等」とは、乳児室、ほふく室及び保育室をいう。
- 15 階段等設備の欄の保育室等からの距離は、保育室等の各部分から、最も近い設備に至る歩行距離をいう。
- 16 職員の研修等の参加状況の欄は、職務に従事する全ての職員(施設長、保育従事者、調理員その他の職員)の研修等の直近3回の参加状況(運営状況報告書の報告年月日の属する年度の初日から当該報告年月日の前日までに参加した研修が3回以上の場合は、その全て)について記入すること。なお、研修の修了証書の写し等の研修を受講したこと又は参加したことが分かる書類を添付すること。
- 17 子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURLの欄は、子どもの預かりサービスのマッチング サイトを利用する施設においては、利用するマッチングサイトのURLを記入すること(施設自らのウェブサイトを利用して保護者と施設とが相互に連絡する場合を除く。)。
- 18 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別等の欄は、設置者の設置した法第59条の2第1項の施設について、過去に法第59条第5項の規定による命令を受けたか否かの別を〇で囲むこと。有の場合は、事業停止命令又は施設閉鎖命令の別を〇で囲み、当該命令をした都道府県知事等及び年月日を記入すること。